

【重要】

日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく1年未満（実際の派遣期間9ヵ月未満）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保等への留意事項を示すとともに、日本学生支援機構奨学金による支援を再開します。

事 務 連 絡

令和4年2月4日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
文部科学省高等教育局
学生・留学生課留学生交流室

日本人学生の1年未満の海外留学について（周知）

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、日本人の海外留学については、外務省が発出する感染症危険情報レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））の国・地域への留学は取り止めるとともに、レベル2（不要不急の渡航取りやめ）の国・地域への留学は、留学の是非又はその延期について改めて検討するよう要請してきました。一方、一昨年11月には海外大学の学位取得を目指す留学、昨年6月には大学間交流協定等に基づく1年間（実際の派遣期間9ヶ月以上）の留学について、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による奨学金の支援再開を周知し、8月渡航分から支援を再開しています。

今般、感染症への知見の蓄積に加え、新たな変異株の流行等による感染症の影響が長期化することが見込まれ、終息を待っていると一度も留学機会を得られないまま卒業する学生が多く生じる可能性があること等を踏まえ、大学間交流等に基づく1年未満（実際の派遣期間9ヶ月未満）の海外留学プログラムについても、下記のとおり、各大学及び高等専門学校並びに専修学校専門課程（以下、「大学等」という。）において学生の安全確保に万全を期していただくことを前提とすることとしました。

新型コロナウイルス感染症については、国内外の感染状況や変異株等により受入れ国や日本国内の状況が刻一刻と変わり得ることに留意し、各大学等におかれては、各府省庁が発信するホームページ等により最新の情報を随時把握し、留学プログラムの実施に当たり十分な安全対策を講じるようお願いいたします。

また、海外への留学に当たっての学生の安全管理については、「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」も参照くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症以外の感染症や治安上の事由からレベル2以上が適用されている場合の取扱いについては変更はありません。

本件について、国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、各都道府県におかれては所轄の専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 留学に当たっての留意点

- (1) 渡航に当たっては、渡航先の感染状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルート確保、保険加入の徹底等、学生や生徒（以下「学生等」という。）の安全確保に万全を期してください。
- (2) 学生等に対しては、感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）やレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））の国・地域への留学であることをあらかじめ周知理解させるようにしてください。
- (3) 留学を大学等の教育課程の一環としている場合であっても、新型コロナウイルス感染症への不安等から留学を希望しない学生等がいる場合は、留学の代替措置を講じる等、留学しないことが学生等にとって不利な取扱いとならないよう配慮をお願いいたします。

2. JASSO 奨学金の対象時期・期間

JASSO の奨学金制度である「海外留学支援制度」（協定派遣型）、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」においては、留学期間1年未満の海外留学について、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航取り止め）又は3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））の場合でも、渡航による奨学金の支給を再開することとします。

対象となる留学プログラムは本年4月以降の派遣プログラムからとしますが、「トビタテ！留学 JAPAN」については、必ずしも大学間交流協定等に基づくものではない

ことや、原資が国による補助金ではなく企業等からの寄附金である等の事業の性質に鑑み、令和3年度中の留学開始の場合も対象とします。奨学金等支給に必要な手続きについては、改めて JASSO から対象となる大学等にご連絡します。

3. その他

平成28年1月28日付の「学生等の海外渡航時の安全確保に関する緊急連絡体制構築等への協力依頼（通知）（27文科高第979号高等教育局長通知）」において、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校宛てに、学生等が渡航先で天災やテロ等に巻き込まれる等の事実が発覚した場合の夜間・休日の文部科学省の連絡先をお伝えしておりましたが、この度、連絡先が変更となりましたので御連絡します。

古：(TEL) 080-7703-1068

新：(Mail) ryu-anzen@mext.go.jp

また、上記1及び2の内容については、以下のとおり、文部科学省ホームページにおいて情報提供を行っていますので御活用ください。

(留学中・留学予定の日本人学生の皆さんへ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

(大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/__icsFiles/afieldfile/2019/07/31/1419759_4_1.pdf

【関連ホームページ】

○外務省ホームページ（海外安全ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

【本事務連絡担当連絡先】

(全体について)

高等教育局学生・留学生課留学生交流室

電話：03-5253-4111(内線 3360、3433、3359、2625)

MAIL: ryu-anzen@mext.go.jp

(専門学校について)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111(内線 2915)

MAIL: syosensy@mext.go.jp